

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和8年2月27日

-第92号-

## 美容男子は要注意！美容医療トラブル

## 相談事例

4日前、インターネットでメンズ医療脱毛を検索していたところ、「全身脱毛が5回で15万円」という広告を見て、安いと思いクリニックに予約した。初診のカウンセリングで「全身と顔の脱毛は5回より15回やった方が効果がある。本日契約すれば100万円のところを90万円にできる。」と勧められ、払えると思い契約した。しかし、今考えると高額なので解約したい。



## アドバイス

- 美容医療サービスは、多くの場合緊急性がないので、**高額な契約の判断はその場でせず**に、一旦帰宅してから慎重に判断しましょう。
- 相談事例の契約は、特定継続的役務提供に当たるので、クーリング・オフが可能です。**契約書面を受け取った日から8日以内**に通知することで解約できます。
- 脱毛やにきび・しみ等の除去など**一部の美容医療サービスは、契約期間が1か月を超え、金額が5万円を超える場合**、クーリング・オフができます。
- 困ったときはお近くの**消費生活センター**等にご相談ください。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

## 注意情報

# 新生活スタート後に 気を付けたい消費者トラブル

## 知らない業者がいきなり！ “訪問販売”トラブル

- その場で**すぐに契約せず**、不安や不審な点があれば家族や身近な人、管理会社等に**相談**しましょう。
- 不要な契約であればきっぱり断りしよう。
- 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります。

## ネット回線などの “通信回線”トラブル

- 勧誘してきた**事業者の名前を確認**しましょう。
- 料金プランやサービス内容を**書面でもしっかり確認**し、説明を受けましょう。
- ネット回線契約を変更する際にも**契約条件などをよく確認**しましょう。
- 契約をしても、**契約書面受領日から8日以内**であれば通信契約を解除できます。

## 新生活でも気を付けたい “もうけ話”トラブル

- うまい話に飛びつかないようにしましょう。
- SNS広告や知り合った相手からの**「簡単に稼げる」という言葉**のみにしないようにしましょう。
- いったん**支払ってしまうと、被害回復は困難**です。お金を稼ぐはずが、支払いを求められたら疑いましょう。



## 消費者ホットライン「188番」

お住まいの地域の〒(郵便番号)が

分かる ①  
郵便番号(7桁)を入力

分からない ②  
お住いの地域を選択  
(固定電話の場合のみ)

お住いの地域の相談窓口または  
山口県消費生活センター等に繋がります

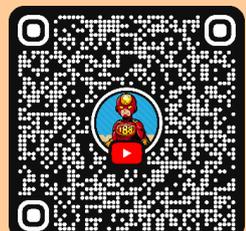
## SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube